

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		寄託品の撤去
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則
条 項		第 7 3 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 腐敗しているとき又はそのおそれがあるとき。 2 荷造又は容器が不完全であるとき。 3 他の在庫品に損害を及ぼすおそれがあるとき。 4 防疫その他管理上必要があるとき。
	設定等年月日	平成 1 7 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		